

徳島県告示第三百七号

徳島地方法務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市福島一丁目、新南福島一丁目、新南福島二丁目及び南末広町	令和元年八月一日から 令和二年一月三十一日まで